

援助費目及び援助額一覧表

援助費目

認定区分	援助費目
要保護	修学旅行費
準要保護	新入学児童生徒通学用品費・通学用品費・学用品費・校外活動費・修学旅行費 ・学校給食費（小中無償化のため、保護者への支給はなし）

援助額

〔表は4月認定による年額〕（6月以降に申請・認定された方は費目や金額が異なります）

[単位：円]

援助費目		新入学児童生徒学用品費	通学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	学校給食費(上限額)	年間支給見込額(給食費除く)
支給区分		第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅱ期	※下記4参照	
支給期 第Ⅰ期：10月末 第Ⅱ期：3月末								
町立小学校	1年生	43,900					67,100	56,510
	2～5年生		2,170	11,100	1,510			14,780
	6年生					10,000		24,780
町立中学校	1年生	50,400					78,100	74,280
	2年生		2,170	21,700	2,180	60,000		86,050
	3年生							26,050

（区域外就学の場合、援助費目が異なりますので、教育委員会にご確認ください）

お知らせ

- 当初申請期間(4月～5月)に申請された場合は「4月1日認定」となり、上記の年額を支給します。
 - 追加申請期間(6月～12月)に申請された場合は随時(申請のあった月)の認定となり、新入学児童生徒通学用品費は支給対象外、通学用品費、学用品費及び学校給食費は月割り計算された額が支給されます。
 - 校外活動費、修学旅行費及び学校給食費は、上記の金額を上限額として、実費分を支給します。
 - 学校給食費は、小中学生は給食費無償化のため、保護者への支給はありません。
- ※ 令和7年度までであった就学援助認定区分の準要保護②につきましては、給食費無償化のため廃止となりました。
- 小学校入学前又は中学校入学前に入学準備金の支給があった方は、「新入学児童生徒学用品費」は対象外となります。

その他認定や支給内容等の詳細については、学校又は教育委員会までお問い合わせください。

西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039